

特定化学物質障害予防規則等が改正され、3物質（インジウム化合物・コバルト及びその無機化合物・エチルベンゼン）の健康障害防止措置が義務付け（平成25年1月1日）られました。これに伴い平成26年1月1日より作業環境測定が義務付けられます。

特定化学物質障害予防規則等が改正され、インジウム化合物・コバルト及びその無機化合物・エチルベンゼンの3物質が第2類物質・特別管理物質に分類されました。これに伴い、3物質を製造・使用する屋内作業場では発散抑制措置等が義務付けられるとともに、平成26年1月1日より作業環境測定（6ヶ月以内ごとに1回）が義務付けられます。

◎特別管理物質とは？

労働安全衛生法に基づく特化則では規制対象となる化学物質を第1類から第3類に分類しており、第1類及び第2類のうち「がん原性（疑いのあるものを含む）」のあるものを特に規制するものとして特別管理物質としています。作業環境測定の結果や作業記録等を30年保存することなどが義務づけられます。

◎使用例

インジウム化合物・・・電極材料、化合物半導体など
コバルト及びその無機化合物・・・磁性材料、特殊鋼、超硬工具、触媒など
エチルベンゼン・・・スチレン単量体の中間原料、有機合成、溶剤、塗料など

◎有害性

インジウム化合物・・・吸入による肺の重篤な障害（間質性肺炎）
コバルト及びその無機化合物・・・アレルギー性皮膚炎、気管支喘息、吸入による肺の重篤な障害（間質性肺炎、肺機能異常）
エチルベンゼン・・・生殖毒性、中枢神経への影響、IARCによる発がん性リスク評価区分2B

◎規制対象の範囲：インジウム化合物、コバルト及びその無機化合物

重量1%を超えて含有する製剤を製造し、又は取り扱う作業全般が対象となる。
*ただし、コバルト及びその無機化合物を触媒として取り扱う作業は適用除外
*容器へのラベル表示・文書の交付は0.1%超の製剤が対象

◎規制対象の範囲：エチルベンゼン

エチルベンゼン・エチルベンゼン含有物を用いる塗装業務で、屋内作業場で行うものが対象となる。今回の規則改正で特化則の対象物質としても指定された。
*エチルベンゼンを
1%超含有するもの：特定化学物質障害予防規則
1%以下で有機溶剤と足して5%超含有するもの：有機溶剤中毒予防規則

一般社団法人 日本油料検定協会 総合分析センター

〒658-0044 神戸市東灘区御影塚町 1-2-15

電話 078-841-4931 Fax 078-822-0530

作業環境測定士・大枝 淳能（おおえだ あつよし）

URL <http://www.nykk.or.jp/>